

令和 2 年 12 月 7 日
区 民 部 納 税 課

オール東京滞納 STOP 強化月間について

1 令和 2 年度オール東京滞納 STOP 強化月間の概要

東京都及び都内区市町村の個人住民税の安定確保のため、一体的・効果的に徴収対策を推進することを目的として平成 25 年より本格実施している。

令和 2 年度の同強化月間について、東京都は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により都民生活や経済活動が厳しさを増す状況を踏まえ、強化月間での広報等の取組を縮小して実施するとしている。

(1) 期間

令和 2 年 12 月（取組に応じて適宜拡張可）

(2) 目的

都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施、広報することにより、滞納の抑制と徴収に対する理解の促進を図る。

(3) オール東京としての取組

- ① 共通ロゴマークの使用
- ② 納税広報関連、納税推進関連及び滞納整理関連の取組実施



図 共通ロゴマーク

2 本区の主な取組

東京都の実施方針を踏まえ、区民の生活状況に配慮して実施する。

(1) 納税広報

江東区報掲載(11 月 21 日号)

(2) 納税推進

督促・催告送付後の夜間電話相談

(12 月 3 日、4 日、7 日、8 日の 4 日間 17 時～19 時まで実施)

(3) 滞納整理

差押え等の滞納処分は、コロナ禍における生活状況を見極めて実施